

Counterplan

(2004 年春 NAFA セミナー)

長尾 健児

University of Tokyo Falcons

この資料にはレジュメというより、参考文献としての性質を持たせました。できる限り **Counterplan** やその背景知識を厳密に説明しようと試み、その分、分かり易さが犠牲にされ、少々敷居が高いと感じる人もいるかと思います。本資料の全範囲を講義で扱うことは時間的制約から不可能であるので、講義の中ではディベート理論に関する部分よりも実践的な部分を多く扱います。この資料を全て理解する必要は全くありません。興味があれば、講義で触れられなかった部分についても各自で目を通して下さい。講義で触れられなかった部分も含めて質問等あれば受け付けます。

目次

1. 背景となるディベート理論

1.1 Paradigms - ディベートをどのように捉えるか -	1
1.2 Resolution の捉え方	3
1.3 “ should ” の定義	7
1.4 fiat とは何か	8
1.5 Feasibility の必要性	9
1.6 Negative に fiat はあるのか?	10
1.7 何故 Counterplan は Resolution を否定できるのか?	11

2. Counterplan の 3 つの要素

2.1 Non Topicality	16
2.2 Competitiveness	21
2.3 Solvency & Superiority	27

3. 実践にあたって

3.1 Counterplan の発想法	29
3.2 Negative Strategy における Counterplan	31
3.3 実践に向けて	33

4. 様々な種類の Counterplan

4.1 Utopian Counterplan	36
4.2 Generic Counterplan	36
4.3 上手く使えばかなり有用な Counterplan	37
4.4 ジャッジを選ぶ Counterplan	41

References	43
------------	----

付録	44
----	----

1. 背景となるディベート理論

今回は fiat なども含めて教えて欲しい、とのことなので Counterplan の背景にあるディベート理論について触れる¹。これは“知識として知っておく”程度にしか要求されないものであると筆者は思っている。こんな話を中途半端に知って、訳のわからないセオリーをわかったつもりになって振りかざすのをジャッジするのは気が進まない。

1.1 Paradigms - ディベートをどのように捉えるか -

Paradigm はジャッジ、ディベーターがディベートという活動をどのようなものとして捉えるかを説明するものである。ディベートをどう捉えるか、なんていうことに対するコンセンサスや意思の疎通が何故必要なのか疑問に思う者もいると思う。最近のディベート界にはそこまで多種多様な paradigm が通用しているとは思えず、ここでの paradigm の紹介の意義は、最近通用している paradigm 以外の paradigm を知ることによって、今使われている paradigm の特徴を浮き上がらせることくらいであると思われる。その程度の気持ちで理解して欲しい。

paradigm は一般的に以下の 4 つが知られている。

Functional paradigm	ディベートは教育の場
Policy making paradigm	ディベートは擬似政策決定の場
Social science paradigm	ディベートは Resolution の真偽を問う社会科学
Stock issue paradigm	ディベートは擬似法廷論争の場

以下、簡単にそれぞれの paradigm について説明する。

Functional paradigm ディベートは教育の場

ディベートを議論、プレゼンテーション、英語などの教育の場であるとする捉え方。多くのジャッジやディベーターの実感に最も近いものであろうと考えられる。つまり、多くの

¹ こんなこと教える意味あるのかな、と非常に強く思うが、、、。

人は無意識、意識的を問わず **functional paradigm** を経験的に採用していることになる。**functional paradigm** の下では教育的な議論が求められ、公平性、ゲーム性も重要な要素となる。どんなにディベート理論的に正しいと考えられる主張であっても、著しく公平性を欠く場合、**functional paradigm** 下において却下される可能性があることを意味する。

Policy making paradigm **ディベートは擬似政策決定の場**

ディベートを擬似的な政策決定の場として捉える。ディベートの命題の主語は **Japanese government** であることが多く、直感的に受け入れやすい。現在のディベート界の多くの人たちは、**functional paradigm** 下における **policy making paradigm** を直感的に採用していると言える。実際に行われている議論を考えると、「**functional paradigm** 下における **policy making paradigm**」の採用は純粋な「**policy making paradigm**」の採用とはかなり異なる結果をもたらす。純粋な「**policy making paradigm**」下においては、Affirmative と Negative の公平性など無意味であり、ゲーム性も全く必要なくなる。望ましい政策を探している時に、公平性やゲーム性などは全く関係ないからである。**Functional paradigm** と **Policy making paradigm** を上手く使い分けているのが現在のディベート界であると言える。

Social science paradigm **ディベートは Resolution の真偽を問う社会科学**

Resolution の真偽を問うために仮説検証、**hypothesis testing** を行う。筆者もあまり詳しくないので、伝え聞くとところと想像によるところが多いのだが、一応コメントしておく。この場合でも何をもって「真」または「偽」とするのかによって大きく意味が変わると考えられる。(可能的に真であることを要求するのか、必然的に真であることを要求するのかによって大きく意味が変わる。) 数学のように、「任意の条件下において **Resolution** が肯定されなければならない(必然的に真)」と考えるのなら、一つでも反例 (**Counter Warrant**) が存在することが示されれば **Resolution** の肯定は阻まれる。というか、まず Affirmative が任意の条件下で **Resolution** が肯定されることを証明する必要が生じるはずだが、それはほぼ不可能であると考えられる。昔は **hypothesis testing** を採用している人がたくさんいたらしいが、そこではどのようなディベートが行われていたのだろうか? と考えてしまう。

「**Resolution** が真であることが統計的に有意な形で証明されれば良い」という話も聞いたことがあるが(この条件だと反例が一つ出ただけでは **Resolution** は必ずしも偽にならない) ディベートで証拠資料を揃えて t 検定や F 検定²でもしていたのだろうか? 筆者には全く現実味がわからない **paradigm** である。

Stock issue paradigm **ディベートは擬似法廷論争の場**

ディベートを擬似的な刑事裁判の場であるとする。現状を無罪であると前提して³、現状に

² 知らない人は統計の本を読んでみましょう。どんな本にも載っています。

³ いわゆる「推定無罪」の話です。

罪があるか否かを争う。これについても筆者は詳しくないが一応コメントする。Affirmative は、Status quo に Resolution を採らないことによる罪が存在することを証明し、Resolution が罪を回避し、罪を回避するコストは現状の罪よりも小さいことを証明する必要がある、というようなことをどこかで聞いたことがある⁴。普通に考えて Affirmative に要求される証明責任が非常に重くなることがわかる。ただ、現在の policy making paradigm 同様、functional paradigm 下において stock issue の考え方を採用すれば、それほど非現実的な paradigm ではないように思える。それなりに教育効果、公平性、ゲーム性を保った上で stock issue を採用すると、現在のディベートとは違う形態だが、それなりに“楽しい”ゲームになるような気もする。

目下のところ、ほとんどのジャッジ、ディベーターは functional paradigm 下における policy making paradigm を採用していると考えていけば、まず間違いない。このような paradigm でディベート活動を捉えているからこそ、Affirmative と Negative の公平性やゲーム性が保たれた上で Advantage、Disadvantage などを議論して、Resolution を肯定、否定している現在のディベート活動が展開されているのである。

1.2 Resolution の捉え方

ディベートでは Resolution について話し合われているわけだが、Resolution はどのような時に肯定され（真とされ）、どのような時に否定される（偽とされる）のだろうか。普通、Resolution がメリットをもたらすものであることが示された時、Resolution は真であるとされ、それ以外の場合は偽であるとされる。これは当たり前のことに感じられるが、その背景には様々な要因が潜んでいる。今、多くの人が functional paradigm 下の policy making paradigm を採用していること、Resolution に必ず “should” という単語が入っていることなどが Resolution の肯定にメリットを要求する大きな要因となっている。「Resolution の捉え方」とは即ち「Resolution の真偽の判定の仕方」であり、これには paradigm や “should” の解釈、命題の真偽の判定方法が大きく関わってくる。

よく言われる Resolution focus の立場や Plan focus の立場の違いも当然 Resolution の真偽の判定に大きく影響を与える。Resolution focus や Plan focus は、ここで言う「命題の真偽の判定方法」をディベート内で形式的に表したものであると考えることができる。まず、以下の文章を JDA-ML ダイジェストから引用する。

⁴ 細かい部分が間違っているかもしれない。

Counterplan の non-topicality に関する議論 [JDA :1394]

plan focus というのは、非常に曖昧な立場です。これは、CW が出た時に、それが依拠した resolutional focus という正しいような立場へのアンチ・テーゼとして出されたに過ぎず、その曖昧性にも関わらず、CW の直観的胡散臭さ（これは正しいのですが）により正当であるような印象を受けているだけのものです。一般的には、ディベートでは resolution により限定された plan の是非を論じるのだという言明が plan focus という立場の内実とされています。しかし、この場合 plan と resolution とは厳密にはどういう関係にあるのかということに関しては曖昧にされています。

一部には、上記引用のように、plan と resolution とを同一視し、plan が出た時点で、plan と resolution との関係がなくなると考える人もいるかもしれませんが、それは全く誤りです。plan はあくまで解釈された resolution に対応する対象の一つであり、決して resolution そのものではありません。より穏健な立場としては、plan が resolution により分類されるというような見方もあり、これはまだましで、実害はない考えですが、plan と resolution との論理的関係は今一つはっきりしません。

それでは、一体どう考えるべきかと言いますと、やはり resolutional focus というのは否定しがたい前提です。ディベートの形式がそう定義しています。これにもかかわらず、proposition がディベートされるのではないというのは、根拠のない暗黙の前提を持ち込むことになり望ましくありません。実際には plan が中心だと言う議論はありますが、歴史的に見ると、proposition の狭いときには、皆 resolutional focus に疑いを持っていなかったようです。つまり、plan focus というのは、偶々広い proposition が続いた時代の幻想です。（略）

さて、問題は、resolution をどう正当化するかという点なのです。（そういう意味で Resolution focus と plan focus との対立ははっきり言って無意味です。Resolution focus でも、どうやってそれを正当化するかという点で、counterwarrant を許すか、そうでないかは分かります。）命題を真とするような解釈が一つ存在することを証明すればよい、と通常は考えられていく（と思ひ）ますが、これは妥当なことでしょう。ここで解釈はただ一つとは限りません。様々なものがあり得ます。その中のある解釈の下で真であるとされればよいのです。Counterwarrant が正当化されるのは、命題があらゆる解釈の下で真でなければならないという前提の下であり、この前提は、命題が必然的に真であることを要求するとも言えるもので、余りに厳しい要求と考えられます。そういうわけで、命題が可能的に真であればよい（真とする解釈があればよい）とする現在の一般的な立場では、resolution の是非は、真である解釈が存在するかどうかで決まりますから、counterwarrant は irrelevant です。偽となる解釈があっても構わないからです。

他方、topical C-P は aff とは独立に、真である解釈の存在を証明してしまうので、CP は nontopical である必要があります。

Plan focus の立場は、このような妥当な（resolutional focus の）立場を、省略的に、簡便に言い換えたものとしては理解されます。つまり、実際に問題になるものだけを考慮するという立場として。しかし、それでも上記のような前提は忘れてはならないでしょう。ですから、一部に見られる過度に単純化された Plan focus の立場は誤りであり、取られ得ないものと考えられます。

「命題の真偽の判定方法」を考えるためには、命題（Resolution）と解釈（Plan）の関係をはっきりさせる必要がある。Resolution が真であることを示すためには Resolution が真となる Plan が存在すれば良い。つまり Resolution は可能的に真であれば良い。任意の解

釈の下で Resolution が真であることを証明するのは事実上不可能であろうし。

このような Resolution focus の立場を簡便に言い換えたものが Plan focus であると言える。実際のところは、Counter Warrant⁵を避けるための実際的な手段として Plan focus という概念が生まれたのであろう。

ちなみに、上でも書かれている通り、ここで言うような Resolution focus の立場を取る時 Counter Warrant は Resolution の真偽の判定に全く関係なくなる。

命題とプランの関係について [JDA :3427]

それでは貴方に問いますが、命題が偽であることとはどういうことですか。二値論理をとる限り、命題が偽であるとは、それが真でないことだと定義されると思います。真でない場合は全て偽です。そうすると、「一つの解釈の下で真であればよい」というのは、言い替えると、「他は全て偽でも、一つの解釈の下で真であればよい」ということです。一つの解釈の下での偽により命題が非正当化されるとすることは、言い替えると、命題が正当化されるのは、あらゆる解釈の下で真である場合のみであるとするようになります。

FTF..F = ある解釈の下で真 = 命題は真 <-> 「命題は真」でない=命題は偽=全ての解釈の下で偽=FFF..F

TFT..T = ある解釈の下で偽 = 命題は偽 <-> 「命題は偽」でない=命題は真=全ての解釈の下で真=TTT..T

二値論理を前提にする限り、C-W は出てきません。

命題とプランの関係について [JDA :3436]

どうもいま一つ誤解があるようなので、はっきりさせると、命題の解釈により、命題には真理値が対応します（真か偽、1 か 0、etc.）。真理値は、それぞれの解釈に独立に対応するのであり、真理値の違う二つの解釈を比べてもそれぞれの真理値の付与にとっては何の意味もありません。真理値の諸解釈での分布には、三種類あります。

全ての解釈で真

全ての解釈で偽

真となる解釈も偽となる解釈もある

最初の場合、命題は論理的に真であり、二番目の場合論理的に偽です。ディベートでは、命題が単に真であればよいので、二番目以外かどうかを見る訳です。つまり少なくとも一つ真である解釈があればよく、その時、最初の場合でなければ、当然他に偽となる解釈はあるわけです。他に偽となる解釈があると喚いても、何も得られません。それを relevant にするには、ある解釈の下で真となる以上のことが示される必要があると示さなければなりません。

そこを何とかこじつけようとして、命題のそれぞれの解釈を、元の命題とは独立した命題群であるかのようなすり替えをして、帰納的推論の類推を適用した、counter-warrant が出てきたのです。

「命題が真となる解釈が一つでも存在するか」を議論しているときに、「命題が偽となる解釈の存在」を主張しても全く的外れな議論となることがわかる。

⁵ Negative が Affirmative と異なる Resolution の解釈 (Topical な Plan) を持ち出し、その解釈 (Plan) において Resolution にはメリットがないことを示し、Resolution を否定する方法。

このような背景の下、ディベートにおける教育的効果や公平性が考慮に入れられた結果、また実際ディベートをするにあたって簡便であるということから、また幾世代かに渡る伝言ゲームの結果、ディベートの歴史の中に Resolution に対する様々な考え方が生まれた。以下、Resolution の捉えかたとして頻繁に挙げられるものを示す。

1.2.1 Resolution focus

もともとディベートには Resolution しか与えられていない。Resolution 自身の真偽の判定で勝敗を決めるのは直感的に最も分かりやすく、自然であると言える。「Resolution は可能的に真か、あるいは偽か」で判断すれば非常にすっきりとしたフィロソフィーになるはずである。

ただ、一口に Resolution focus と言ってもいくつかのバリエーションが存在する。実際 Resolution focus は、しばしば「Resolution 全体に渡る真偽を判定する」と説明されるが、ここで言う「全体に渡る真偽」が意味するところが人によって違い、非常に曖昧である。

上で述べたように、Resolution focus であることと Counter Warrant を認めるということは本質的に全く関係ない。しかし、Counter Warrant を採用する人は少なくとも Resolution focus であろうという関係性は認められる。Counter Warrant を採用するには悪い政策例の提示だけでは不十分であり、悪い政策例で示される Disadvantage は良い政策例として示される Advantage を上回っているということ、その悪い政策例上で言うところの Resolution の解釈) が Resolution において典型的なもの (Typical) であること、を証明する必要があるらしい⁶。

Best Policy

おそらく Resolution focus に分類されると思われるが、最近 Best Policy なる考えを採用している人が少なからずいる。「Round 内で示された Best Policy が Resolution を含むものであれば Resolution は肯定される」とするものである。これは Counter Warrant や Topical Counterplan といった直感的に避けたい議論をわかりやすい論拠を基に避けることができることから広まったのではないかと考えられる。最善の政策が何であるかという議論の前に悪い政策例の提示 (Counter Warrant) は無関係なものとなり、Topical な政策は全て Resolution を支持してしまうことから Topical Counterplan も Affirmative のオプションになってしまう。

⁶ そんなことできるのか？

Best Policy という考え方の中では Counterplan が重要な位置を占める。というのも Round で示された Best Policy が Resolution を含むか否かの検証に Counterplan が使用されるからである。Counterplan で捕らえきれなかった部分が Resolution 内の政策であるとされる。

1.2.2 Plan Focus

Plan Focus も 2 種類に大別される。Resolution を guideline として扱う考え方と boundary として扱う考え方である。

Resolution as guideline

Resolution は Affirmative が提出する Plan を規定するだけのものであり、Plan 提示後はその Round において提示された Plan の真偽のみに焦点をあてて議論を進める。Plan の真偽のみを議論しているのだから、Plan と異なるものでさえあればどんな Counterplan を提示することもできる。Counterplan が、一見 Resolution 内の政策のように見えても Plan と異なるものでさえあれば Negative のオプションとして機能する。(つまり、Topical Counterplan が成立する。)

Resolution as boundary⁷

Resolution は Affirmative と Negative の活動領域を分け、お互いの踏み込んではいない領域を示す境界線であるとする。(当然 Topical Counterplan は認められない。)Affirmative Plan の提示後は Plan の真偽のみが議論される。ただ、上述した通り、Resolution と Plan との論理的关系性が曖昧になってしまう。

1.3 “should”の定義

ディベートの Resolution には必ず“should”が含まれており、“should”の意味によって「何をもって Resolution の肯定、否定とするのか」が変化する。よって“should”の定義には細心の注意を払わなければならない。“should”の定義は重要なものであるにも関わらず、“should”には意味の異なる定義付けをすることができる。

「考えられるものの中で best な政策であることが示されたとき should が肯定される」
(should “best”)

「Affirmative の提示した Plan が望ましいものであることが示されたとき should が肯定さ

⁷ guideline と boundary は言葉的に似ており初心者は混乱するかもしれない。boundary は「Affirmative、Negative が踏み越えてはならない境界」を示すのに対して、guideline は踏み超えようが特に問題にならない。

れる」

(should “desirable”)

など様々な定義、解釈が存在する

試しに一つの辞書による定義を引用する

Longman Dictionary of Contemporary English 3rd edition (Longman Group Ltd, 1995)

should / modal verb /

1 used to show that something is the best thing to do because it is morally right, fair, honest etc.

2 used to show that something is the best thing to do because it helps you, is good for you, etc.

3 used to show what the correct or expected amount, situation etc is, especially when it is not correct or not what is expected.

4 used to say that something will probably be good, bad, interesting etc.

これ以外にも定義は存在するし、細かく分けると何通りもの“should”の解釈が存在することになる。

日本語で「～すべき」と訳されるがそれが意味するところは非常に幅広い。“should”を様々な解釈することができるということも、多様な paradigm、Resolution の捉え方を生み出している一つの原因である。

今のところ、誰もが納得する“should”の共通の定義は存在しない。

としか言いようがない。

1.4 fiat とは何か

一般的には、「fiat は命題的な行為が採られることを保障する力のようなもの」と捉えられているようである。これが発展して、「fiat はどんな plan でも採択させることができる力」であると解され、実際そのように使用されていることが多いように思う。

fiat はもともと should-would argument を回避するために生まれたものであると言われる。この should-would argument とは、「Resolution が望ましいかどうか」という話 (should の argument) に「Resolution 的な行為が採られるかどうか」(would の argument) は、本質的には関係ないということを目指す。「アジアで共通通貨を採用することが望ましいこと

であるのかどうか」という質問に対して「日本が反対するからアジア共通の通貨は採用されない」という答えは的外れである。何故ならアジアで共通の通貨が採用されようが、されなかろうが、それが望ましい政策であるのかどうかに対しては全く関係ないからである⁸。ここで fiat について簡潔に説明されている文章があるので引用する。

カウンタープランは肯定側のプランを否定できるか？ [JDA :4509]

それでは、fiat と言うのは、一体何なのかということに目を移しましょう。fiat は、should-would argument を否定するために考えられましたが、should-would argument が妥当でないことを言うのに、fiat という概念は必要だったのでしょうか。should-would argument は、命題的行為が現実に行われるか否かは、命題的行為を為すべきかどうかには関係がないという点で妥当でないとされます。ところが、fiat は、命題的行為が行われるという仮定だとされています。この仮定自体は、上記の論点とは独立です。つまり、fiat という概念は、should-would argument を否定するのに無用なものだったのです。それでは、一般に命題的行為が行われるという仮定というのは fiat がないと保証されないのでしょうか。この fiat による保証ということ自体がおかしな考え方で、命題的行為の帰結を考える際には、命題的行為の実行を想定せざるを得ない（「もし、命題的行為を行えば、～という帰結が生じる」 - 帰結には前提が必要）という論理的な関係が、fiat により保証されるとされていることの実体なのです。そうすると、fiat というのは、条件文での前提 - 帰結関係を表す一種の比喻に過ぎないということになります。fiat という概念を立てなくても、命題的行為の帰結を考える際には、それを前提せざるを得ませんから、何の問題もないです。 < 中略 >

そうすると、命題的行為にせよ、CP にせよ、その帰結を考える際に、fiat が与えられないということは有り得ない訳で（と言うよりも、上記のように理解すると fiat は与えるとか与えないとか選択できるものではないのですが）「CP の fiat が無い」というのは無意味な表現です。

上記の文が示す通り、「A という行為をとると、このような結果になる」ということを示すためには A という行為を想定しなければならない、という極めて自然な考えを表現しているのが fiat であるということになる。このような部分から機械的に

fiat = plan が採択されたことを仮定する

という、よく説明に使われる図式が定型化していったのではないかと考えられる。

1.5 Feasibility の必要性

「A という行為をとると、このような結果になる」ということを示すためには A という行為を想定しなければならない。これが fiat の本質である。しかし「A という行為」を想定するためには、「A という行為」は現実的なものでなければならない。ディベートが、信頼

⁸ 「日本が反対するくらいだから望ましくない政策だ」とするのなら、答えていることになる。これは DA や PMA へ繋がる議論になると考えられる。

性のある Evidence を使い、現実社会に即した議論を要求している以上、幻想や妄想に属する仮定は何ら意味を持たない。

「死者を蘇らせることができたら、、、」

「この世から悪の概念を無くしたら、、、」

「アンドロメダに移住したら、、、」

そこに Feasibility (実現可能性) の概念が必要になる。fiat による plan action は feasible (実現可能) なものでなければ想定する意味を成さない。

1.6 Negative に fiat はあるのか？

最近ジャッジをしていて No negative fiat なる議論など見たことがない。昔使われていた No negative fiat と題されたブリーフをいくつか見たことがある程度である。ここで解説する意味があるのか甚だ疑問であるが、とりあえず紹介だけしておく⁹。No negative fiat として過去に提出されていた議論をいくつか採り上げてみる。

No Negative Resolution

Affirmative は Resolution を肯定するために Resolution 的行動を採る必要がある。そのため、Affirmative には fiat が必要なものとなる。一方 Negative は守る Resolution が無く、fiat は特に必要ではない。

Fairness の観点から

Affirmative は、plan という一つのシステムのみを支持することになる。一方、Negative に fiat を認めると、Negative は Status quo と Counterplan という二つ以上のシステムを支持することができる。これは Affirmative と Negative の fairness を崩すものとなり、Negative に fiat を認めることはできない。

“should”の意味から

“should”を肯定するには Resolution 的行為の結果が Status quo より良くなれば良い。Status quo と比べて望ましいか否かを考えている時に Counterplan は全く関係ない。よって Counterplan を考えることは無意味である¹⁰。

⁹上で書いたように、基本的に筆者は fiat がある、ないに関する議論はあまり意味が無いように思う。

¹⁰考えればわかることだが、これは fiat とは何も関係ない議論である。Counterplan が命題を否定できるか否かを議論しているだけであり、fiat とは本質的に関係ない。

Counterplan の likelihood

Counterplan は Negative が Disadvantage として出すべき。その際には Counterplan が現実採られる可能性を証明する必要がある。それが示されない限り Counterplan は評価する意味がない¹¹。

一応上記のような議論が No negative fiat として扱われていたようである。注にも書いたが、何故これらの議論が Negative の fiat を否定するものなのか理解に苦しむ議論も含まれている。ここでは、「Counterplan は何故 Resolution を否定することができるのか」という議論と「Negative に fiat は認められるのか」という次元の異なる議論が明らかに混同されている。

大昔のブリーフを部室の片隅で見つけてきたからといって、必ずしもそのブリーフの主張する内容が正しいものである、あるいは理に適ったものであるという保障はどこにもない。言葉に踊らされないように自分の中で咀嚼して欲しい。

1.7 何故 Counterplan は Resolution を否定できるのか？

何故 Counterplan が Resolution を否定することができるのかに関する統一的な見解は存在しない。Counterplan は未だに謎のセオリー扱いられている。

Counterplan と Resolution の関係について考えるために、前提として「Agent の立場と考え方」、「十分条件、必要十分条件」について考察する。

1.7.1 Agent の立場と考え方

ディベートの Resolution の主語は Japanese government であることが多いが、多くのディベーターは意識的に、あるいは無意識のうちに「Japanese government は最も望ましい政策を採る」ということを前提としている。Counterplan が Resolution を否定できる要因にこのような Agent の立場と考え方が関わっている。

例えば、

政府に 10 兆円規模の予算があった。これを減税に回せばある程度の消費を喚起することができ経済が上向く。あるいは公共事業に使ってもよい。公共事業に回せば、消費が増え、雇用も増え、経済が上向く。

しかし、政府は 10 兆円規模の予算を減税にも公共事業にも使いませんでした。(もちろんその他のことにも使わない。)

¹¹これも fiat とは何も関係がない。何故 No negative fiat の議論になっているんだろう？

なんてことは想像し難い。

減税も公共事業もそれなりに望ましいのであれば、少なくともどちらかには予算を使うであろうと考えられる。これは Counterplan as Opportunity Cost 説と Counterplan as Alternative Policy 説の背景となっている。詳しくは以下で。

1.7.2 十分条件 or 必要十分条件

ある行為を取って、その行為が正当化されるか否かをその行為の帰結、結果から考えると、行為 (Plan) はその結果 (Advantage) をもたらす十分条件であれば良いのか、あるいは必要十分条件であれば良いのか、意見が分かれる。

「この Plan を採ると、こういう Advantage が得られる」ことが証明された場合、Plan は Advantage を得るための十分条件であることが示されたことになる。

Plan Advantage

「この Plan を採ると、こういう Advantage が得られる」かつ

「この Advantage はこの Plan からしか得られない」ことが証明された場合、Plan は Advantage を得るための必要十分条件であることが示されたことになる。

Plan Advantage

例を挙げる

「炭素税導入という Plan を採ると、地球温暖化を防ぐという Advantage が得られる」ということだけが示された場合、Plan は Advantage を得るために十分条件であることが示されたことになる。

炭素税導入 Plan 地球温暖化防止 Advantage

「炭素税導入という Plan を採ると、地球温暖化を防ぐという Advantage が得られる」

かつ

「地球温暖化を防ぐという Advantage は、炭素税導入という Plan からしか得られない」ということが示された場合、Plan は Advantage を得るための必要十分条件であることが示されたことになる。

炭素税導入 Plan 地球温暖化防止 Advantage

日常的な感覚から考えると、Plan を肯定するためには少なくとも Plan は Advantage を得るための十分条件であることは必ず示される必要があるだろう。しかし Plan を肯定するた

めに、必要条件まで示さなくてはならないのだろうか？

実生活を考えて欲しい。休日にどこに出かけようか決めるとき、「遊園地に行ったら楽しいから遊園地に行こう」と考えるか、「遊園地に行ったら楽しいし、その楽しさは遊園地でしか味わえない。だから遊園地に行こう」と考えるか。

ケースバイケースであるのかもしれない。実際にディベートにおいても Resolution を肯定するために Plan が Advantage を生むための十分条件であればよいのか、あるいは必要十分条件でなければならないのか、あるいは場合により取る立場を使い分めるのか、人によって見解が異なる。これは paradigm や“should”の解釈、Resolution の捉え方など、様々な要因を巻き込むものであり、統一見解は存在しない。この、「十分条件 or 必要十分条件」の立場の違いは Counterplan を考えるときには重要になる。これも詳しくは以下にて。

1.7.3 Counterplan が Resolution を否定できる理由

Counterplan が Resolution を否定することができる理由として、しばしば下の3つの理論が取りざたされる。

Counterplan as Justification

Counterplan を Case の Inherency を検証するための手段として捉える考え方。Counterplan の成立は Case に対する No Inherency の議論が成立したのと同様であると考える、Resolution の肯定は阻まれる。

Plan が Advantage を生むための必要十分条件でなくてはならないと考える人は、Counterplan as Justification という考えを採用することが多い。というのは、Case の Inherency が Counterplan によって否定された場合、Plan が Advantage を生むための必要条件であることが否定されたことになる。(Plan 以外の手段である Counterplan でも同様の Advantage を得ることができるから、Plan は必ずしも必要な条件ではないということになる。必要条件必要派の考えでは、Advantage は Affirmative の Plan によってのみ得られるものでなければならない。)

Counterplan as Opportunity Cost (Counterplan as Disadvantage)

Counterplan as Opportunity Cost 説は Counterplan as Disadvantage 説の発展系であると言われる。まず、Counterplan as Disadvantage の立場を説明する。

Counterplan as Disadvantage の立場では、Counterplan で示された内容は現在得られている Advantage であり、Plan が現在得られている Advantage を阻むものになるため、Plan の採択が否決されると考える。

「明日、遊園地に行って楽しむ」という Plan は「明日、動物園に行って楽しむ」可能性を排除してしまう。だから、その分だけ望ましくない Plan であると言える。この

「動物園に行って楽しむことができなくなる」DA を Counterplan が表現していると考え
る。

しかし、ここで問題点として浮上するのは、「明日、動物園に行く可能性が本当にあるの
か？」という疑問である。明日動物園に行く可能性が全く無いのなら、「動物園に行って楽
しむかもしれない」仮定をすることの意味が無くなる。

そこで登場するのが Counterplan as Opportunity Cost 説である。Counterplan as
Opportunity Cost の考え方においては、「明日、動物園に行って楽しむ」ことは「明日、動
物園に行って楽しむことができる Opportunity (機会)を持っている」ことと同等であると
捉える。「明日、遊園地に行って楽しむ」という Plan は「明日、動物園に行って楽しむこ
とができる Opportunity (機会)」は確実に奪うことになる。その機会が奪われた Cost を
Counterplan が表現していると考え。

この考えの下では、Counterplan の成立は現在の Opportunity を制限する Disadvantage
となり、その分だけ Net Benefit が減ることになる。よって Counterplan は Resolution を
否定する材料となる。

Counterplan as Alternative Policy

カウンタープランは肯定側のプランを否定できるか？ [JDA :4522]

「命題的行為 (Topical なアクション) の Net-benefit が Status quo を上回り、なおかつその行為と競合するより優れた代替案が存在しないときに、命題の"should"は肯定される。」

これは Counterplan の存在意義をむりやり発生させた、作為的な"should"の解釈だと、はじめは感じました。しかし、よくよく考えてみると、このフィロソフィーは、"should"という言葉から私達が受ける直観的意味に、よくマッチしているような気がするのです。皆さんは、どうお感じになりますか？はじめからこのように"should"を解釈すれば (= 行為正当化の必要十分条件を示せば) Counterplan as opportunity cost, counterplan as justification などの考えを取る必要がなくなって、フィロソフィーはとてもシンプルなものになると思いますが、...

Counterplan を Affirmative Plan と競合する代替案であると捉える。そして上で引用したように「命題的行為 (Topical なアクション) の Net-benefit が Status quo を上回り、なおかつその行為と競合するより優れた代替案が存在しないときに、命題の"should"は肯定される。」と考えると Counterplan の成立は Resolution の"should"を否定する要因となる。

あるいは「Japanese government は最も望ましい政策を採る」であろうことを前提としてもこの考えは受け入れられる。代替案の方が望ましければ、Agent はそちらを採用するであろうから。

以上3つの捉え方がしばしば主張されるが、必ずしもこれらは相互排他的なものではない。つまり、ケースバイケースで Counterplan as Justification、Counterplan as Opportunity

Cost、Counterplan as Alternative Policy の立場を使い分けることができる。例えば、Counterplan as Opportunity Cost の立場から Counter Goal Counterplan を採用し、Counterplan as Justification の立場で Minor Repair を採用することも可能である。

筆者は、どんな立場から Counterplan を採用するかなどあまり重要なことではないと考えている。それよりも(Functional paradigm に基づいて)Affirmative、Negative の公平性、教育的効果、ゲームバランスを考慮に入れつつ、それぞれの Counterplan の個性に合わせて臨機応変に対応することの方がよほど重要であると考えている。

とにかく、

Counterplan が Resolution を否定できる統一的な理由は存在しない

以上、ジャッジもそれぞれ異なる感覚によって Counterplan を捉えており、ディベーターはその実情を踏まえた上で Counterplan を扱って欲しい。

---「現在」と「現状維持は違う」-----

上級者なら理解していると信じたいが「現在」と「現状維持」は違う。しっかり認識しているだろうか？

ディベートでよく出てくる Status quo というのは「現状維持」のことであり、それは即ち「Plan が採られなかった時の未来の世界」を示している。Status quo は「現在」や「今の世界」を示しているわけではない。注意して欲しい。これは Counterplan だけでなく Advantage や Disadvantage にも大きく関わってくることなのであるが。

2. Counterplan の 3 つの要素

Counterplan には Non Topicality、Competitiveness、Solvency & Superiority の 3 つの要素があり、全ての Burden of proof (証明責任) は Negative があると教えられることが多いように思う。以下、それぞれについて考察する。

2.1 Non Topicality

Counterplan は Resolution の肯定を阻む目的のものであるので、Non Topical である必要がある。

2.1.1 Presumption と Burden of proof

Counterplan の Non Topicality の Presumption が Negative にあるか Affirmative にあるかは分かれるところである。Burden of proof はほとんどの場合 Negative にある。

Presumption は Affirmative にある¹²

「Counterplan の Non Topicality は必ず Negative が積極的に証明しなければならない」ということになる。以下に 2 つの理由を示す。

1 . Negative が Affirmative の Plan と全く同じ Plan を Counterplan として提示した場合、Affirmative Plan では Topical であり、Counterplan では Non Topical であるという矛盾を含んだ状況を招く。整合性を保つために Presumption は Affirmative にあるとする。

2 . ある Plan が Topical であることを限られた時間の中で積極的に証明することは非常に難しい。一方、ある Plan が Non Topical であることを示すのは非常に容易である。よって Affirmative Plan、Counterplan とも Presumption は Affirmative に置く。

Presumption が Negative にある¹³

「Affirmative から Counterplan の Non Topicality に対して反論されない限り Counterplan は Non Topical であるとみなす」ことを指す。これは Affirmative の出す Plan の Presumption は Affirmative に置くのだから Negative の出す Counterplan の Presumption

¹² Counterplan は Topical であろうと推定する。

¹³ Counterplan は Non Topical であろうと推定する。

は Negative に置くべきであるとの主張による¹⁴。Affirmative の Plan に対する措置と同様の扱いを求めている。

- Presumption は Negative にあるが Burden of proof も Negative にある -

「Affirmative から Counterplan の Non Topicality に対して反論がなされた場合、Negative は Counterplan が Non Topical であることを証明する責任を負う」ということを指す。通常の Affirmative Plan と同様の措置であると考えれば理解しやすい。

2.1.2 Topicality との関連性

Counterplan の Non Topicality における議論は Topicality の議論（Affirmative Plan の命題性の議論）と深く関連する。Reasonability Standard や Better Standard といった Meta Standard を踏まえ、Grammar や Context に沿った解釈や定義付けが求められる。

基本的に Counterplan の Non Topicality を成立させるためには Topicality の時と同様の作業が必要になる。Reasonability Standard を採用するジャッジの場合、Negative は Affirmative の議論を完全に exclude し、「Counterplan はどのような解釈においても十分に Non Topical である」ことを証明する必要性が生じる。逆に Affirmative は一つでも Counterplan を Topical にできる解釈を提示できれば、Counterplan を即座に不成立とすることができる。Counterplan の Non Topicality が争点になった場合、この点に十分注意して欲しい。

また、Negative が積極的に Counterplan の Non Topicality の議論を Topicality の議論に絡めることも可能である。実際、「Counterplan が 2NC で Topicality に変化する」戦略もしばしば使われる。Affirmative は Counterplan として出された Resolution の解釈や定義付けを大局から捉える必要がある。

2.1.3 Effect Topicality

National Referendum（国民投票）Counterplan や Study Counterplan など、Generic Counterplan を扱う場合に Effect Topicality が問題になる場合がある。そもそも Effect Topical であるとは「Plan action 自体は Non Topical であるが、Plan action の結果(effect)として Topical な行為がなされる」状態を指す。

例えば、「アジア各国に共通通貨を導入すべきである」という Resolution の下、「アジア各国で National Referendum を行い、共通通貨を導入するかどうか決める」Counterplan を提示した場合、Effect Topicality が議論されることがある。この場合、「Plan action 自体は

¹⁴ Reciprocal standard と呼ばれるものです。

National Referendum を行うことであり共通通貨の導入ではない。よって Resolution は肯定されない」と考えることができるが、一方で「National Referendum の結果、共通通貨導入が可決され Resolution が肯定される」と考えることもできる。

Effect Topical が Topical であるか否かについての統一的な説明は存在しない

という現状がある。というのも Resolution の種類によって Effect を考えるべきか否かが変わるからである。

Effect Topicality について考える際、Resolution を「動作型」と「結果型」の 2 種類に分類すると考えやすい。以下の廣江氏のホームページから引用する。

http://www002.upp.so-net.ne.jp/ahiroe/debate/common_b.html

動作型と結果型

以下の 2 つの resolution があるとします。

日本政府は、新型の間接税を導入すべきである。

日本政府は、間接税が全税収で占める割合を上げるべきである。

ここで、以下のようなプラン（を持つケース）を出したとします。

プラン： 税（新型の間接税の名称）を導入する。

このプランは、1, 2 どちらの resolution の下でも topical になることができます。なぜでしょうか？ここで、プランと resolution とがどういう関係になっているかを考えてみると、以下のことが分かります。

1 に対して：

プランは、resolution を具体的にしたものである。つまり、resolution の「新型の間接税」を「税（新型の間接税の名称）」に置き換えたもの。

2 に対して：

プランは、「割合を上げる」ための手段になっている。つまり、プランと resolution とは、手段と結果との関係になっている。

この違いについて、「プランとは何か」という視点から考察してみます。一般的に言ってプランとは、「一連の動作を記述したもの」です。これがカギになります。

1 番目の resolution について考えると、「導入する」というのは動作を表わしています。だからこれはプランに記述することができます。ただし、「新型の間接税」というのは抽象的なので、そこは具体的な税制を記述する必要があります。（仮にもし、resolution が「税（具体的な名称）を導入すべし」と書いてあったら、プランには「税を導入する」とそっくりそのまま記述しても構いません。）

一方、2 番目の resolution では「割合を上げる」と書いてあります。これは「動作」というよりも「結果」を表わしています。つまり、「何かをすることで、割合が上がる」ということです。動作ではないので、プランの中に記述するわけ

にはいきません。そこで、プランには「割合を上げる」ための手段（これは「動作」になる）を記述し、さらに必要に応じて「その手段によって間接税の割合が上がる」ということをケースの中で証明します。言い換えれば、このプランが **topical** になるかどうかは、プランの後で「間接税の割合が上がる」ことに懸かっているわけです。

以上のように、**resolution** には 2 つのタイプがあることが分かりました。これらをそれぞれ「動作型」「結果型」と呼ぶことにします。ある **resolution** がどちらのタイプに属するのかは、だいたい動詞に依存します。経験的に言って、以下のような傾向があります。

動作型の動詞:

制度を作る / 廃止する、計画を開始する / 中止する、人を派遣する、など

結果型の動詞:

上げる / 下げる、広げる / 狭める、規制する / 規制を緩和する、促進する、改善する / 悪化させる、など

肯定側にとって要注意なのは、結果型の方です。結果型の **resolution** では、プラン（手段）と **resolution**（結果）との間にギャップが生じます。そのため、手段と結果の関係にあることを理解していないと、**topicality** の返しするとき（プランが **topical** であることを示すとき）にうまく説明できなくてハマります。

このように **Resolution** を動作型と結果型に分類すると分かりやすい。さらに続けて以下を引用する。

本題に入る前に、ぜひ留意して欲しいことがあります。それは、**topicality** のセオリーというのは、**resolution** によって当てはまったり当てはまらなかったりすることです。この **effect-topicality** もまさにその通りで、**resolution** によって例がうまく示せたり示せなかったりします。それは、**resolution** が「動作型」か「結果型」かに依存します。**Resolution** が「動作型」の場合、**effect-topicality** の判定は簡単です。「動作型」ではプランの中に動作が直接記述できます（例えば「陪審制度を導入する」）。逆に言えば、プランに書いていなかったら「**resolution** の外」であることも簡単に判定できますし、プランの後で「**resolution** の内側に相当する現象」が発生しているかどうか簡単に判定できます。

一方、「結果型」ではどうでしょうか。例えば「日本政府が〇〇税を導入する」というプランは、「税収のうちで間接税が占める割合を上げる」になっているのでしょうか？ これについては、どちらとも言えてしまいます。「～を導入する」と「～の割合を上げる」とは別物とも言えますし、新税を導入した結果として間接税の占める割合が上がるのならば、プランは「税収のうちで間接税が占める割合を上げる」になっているとも言えます。

なぜかといえば、結局、「税収のうちで間接税が占める割合を上げる」というのは動作ではなくて結果を表わしているからです。だからプランには「～割合を上げる」と直接書くわけにはいかず、代わりに手段を書くしかありません。それを **effect-topical** と呼ぶのならそうかもしれませんが、**effect-topical** とは異なるといえばそうかもしれません。

まとめとして、結果型の resolution で effect-topicality をどのように考えればよいかについて、3通りほど挙げておきます。(実はどれも大差はありません)

考え方 1:

結果型の resolution では、どんなプランも effect-topical になってしまう。だから、「effect-topical は nontopical」という考え方だと肯定側は絶対に勝てなくなる。だから、動作型の resolution では、effect-topical でも topical と見なそう。

考え方 2:

結果型の resolution では、effect-topical の前提である「プラン自体は resolution の外」がプランだけからでは判定できない(プランの影響も考慮しないと判定できない)。だから、プランが effect-topical であるとは言えない。

考え方 3:

Effect-topicality の議論というのは、動作型の resolution を想定している。だから、結果型の resolution で effect-topicality の議論をするのは無意味だ。

このように、Resolution の種類によって Effect Topicality の議論が意味を持つこともあるし、持たないこともある。Resolution が動作型なのか、結果型なのかに応じて、Counterplan の Non Topicality を考えて欲しい。

2.1.4 Topical Counterplan

Plan focus の立場で Resolution を guideline として捉えているジャッジに対しては Topical Counterplan が成立する。この場合 Affirmative の Plan と異なるものでさえあればどんな Counterplan でも Negative のオプションとすることができる。アメリカでは普通に Topical Counterplan が出され議論されていると US ディベーターから聞いたことがある。

「本当に best な政策を探すためには、Topical Counterplan の提示は効果的」

「より clash が多くなり議論が深まる」

「Topical Counterplan を許した方が現実における政策論争に近づく」

などが Topical Counterplan を許す利点であるらしい。

一方で、「Topical Counterplan を許すと、Affirmative の Case にただ乗りした安易な Counterplan を許すことに繋がり、Affirmative と Negative の公平性を欠くことに繋がる」

「もはや Resolution についての議論ではなくなり、何のディベートをしているのかわからなくなる」との指摘もある。

2.1.5 Offset Counterplan

Resolution が何かの数量の増減を求めたり、ある範囲の拡大、縮小を求めたりするもので

ある場合、Offset Counterplan が有効なものとなることがある。まず、簡単な例を挙げる。

Resolution : 刑事裁判において証拠になると認められる範囲を拡大する

Counterplan : 現在、既に証拠として認められているものを証拠とは認めない(自白をこれからは証拠として認めない、DNA 鑑定は証拠として認めない etc)

Affirmative は Plan で新しく証拠とするものを提示するはずである。一方、Negative の Counterplan は証拠とする範囲を縮小する。ここでは物理的に Both Adoption は可能である。しかし、Both Adoption した状態は証拠と認められる範囲を拡大しているのだろうか？「Both Adoption すると、刑事裁判において証拠と認められる範囲は拡大しない」のなら Both Adoption は Affirmative のオプションとはならない、というのが Offset Counterplan である。

同様に、何かの数量を増やすことを求める Resolution の場合、Affirmative Plan が増やした数量以上の数を Counterplan が減らす場合、Both Adoption するとトータルで数量は減ってしまい、Both Adoption は Affirmative のオプションではなくなる。

この Counterplan を認めると Affirmative が著しく不利になる可能性もあり、必ずしも認められるとは限らない。実際にこのような Counterplan は昔使われていたらしいが、最近では全く見かけない。

2.2 Competitiveness

良い政策が複数あるなら、同時に行うべきである

という、非常に分かりやすい前提が Counterplan に Competitiveness を要求する一つの要因となっている。(厳密に考えると Counterplan をどのように捉えるかによって Competitiveness の持つ意味は異なるのだが。)

Competitiveness の Presumption は Affirmative にあるのか Negative にあるのか意見は分かれる。Counterplan as Justification、Counterplan as Opportunity Cost、Counterplan as Alternative Policy というどの立場を取るかによって Competitiveness の意味が変わってくるからである。しかし、Negative としては Counterplan を成立させたいのなら積極的に Competitiveness を証明すべきである。

しばしば Mutual Exclusiveness、Net Benefit、Redundancy の3つが Competitiveness の形成に用いられる。以下でそれぞれ説明する。

2.2.1 Mutually Exclusiveness

Affirmative Plan と Counterplan を同時に実行することが不可能である時、Mutually Exclusive であると言える。

「現在の通貨を廃止する」かつ「現在の通貨を使い続ける」

という政策は論理的に（物理的に）有り得ない。本当に Mutually Exclusive なものは一目瞭然のはずである。

Mutually Exclusiveness に対する反論に Both Adoption がある。Affirmative Plan と Counterplan を同時に実行することができる時、Counterplan は Resolution を否定することができなくなり、成立しなくなる。

（Both Adoption は Mutually Exclusiveness に対する反論で Permutation は Net Benefit Competitiveness に対する反論である、という話もあるが、最近は特にそのようには使い分けられていないようである。単純に、Affirmative Plan と Counterplan 全てを同時採択する際に Both Adoption と呼び、Counterplan の一部の plank を Affirmative Plan と同時採択する際に Permutation と呼んでいるように思われる¹⁵。特に拘る意味も無いと思うが、ここでは一応、Net Benefit Competitiveness に対する同時採択の議論は全て Permutation と表記している。）

2.2.2 Net Benefit Competitiveness

最も頻繁に Competitiveness として使用されるのが Net Benefit Competitiveness である。Affirmative Plan と Counterplan を同時採択するよりも Counterplan のみを採択した方が望ましい、という理由で同時採択は阻まれ、Counterplan が Resolution を否定する要因となる。

ここで重要なのは Net Benefit Competitiveness において議論する内容は Permutation(同時採択)と Counterplan の比較 であるということである。Affirmative Plan と Counterplan の比較ではない（それは Solvency & Superiority の項目で行う）。

ここは Counterplan の議論の中でも重要なので例を挙げて詳しく扱う。Net Benefit Competitiveness の議論は、大きく分けて次の 2 つ（1 番と 2 番）のタイプに大別される。3 番目は誤って使用されている例。

¹⁵ 実際、筆者も 1 年生の頃、誰かからそのように教わった。

- 1 . Affirmative Plan と Counterplan を同時採択すると、同時採択に特有の Disadvantage が生じる
- 2 . Affirmative Plan と Counterplan を同時採択すると、Counterplan の Solvency が否定される（同時採択に特有の PMA が発生する）
- 3 . Counterplan は Affirmative Plan に生じる Disadvantage を avoid することができる

例

Plan : イラク復興のために自衛隊をバグダッドに送る

Counterplan : イラク復興のために消防隊をバグダッドに送る

Permutation : イラク復興のために自衛隊と消防隊両方をバグダッドに送る

- 1 . の場合 （同時採択に特有の Disadvantage が発生する）

「自衛隊も消防隊もいなくなると日本で大災害が起きたときに助けてくれる人がいなくなる」という Permutation 特有の Disadvantage が生じる（と証明したとする）。

この Disadvantage は Permutation に Unique なものであり、Counterplan のみでは成立しない（Counterplan のみの場合は、大災害が起きてても日本にいる自衛隊がレスキューしてくれるから）。この時、Permutation はその Disadvantage の分だけ Net Benefit が減っている。その結果、

$$\text{Permutation} < \text{Counterplan のみ}$$

$$(\text{Affirmative Plan} + \text{Counterplan} - \text{Disadvantage})$$

となれば Competitiveness は成立する。

- 2 . の場合 （同時採択に特有の PMA が発生する）

「実は自衛隊と消防隊は仲が悪くて、現地で足を引っ張り合う」とする。すると足を引っ張り合う分 Affirmative Plan、Counterplan の Solvency が削られてしまう。つまり Permutation に特有の PMA が存在し、Permutation の Net Benefit が減っている。その結果、

$$\text{Permutation} < \text{Counterplan のみ}$$

$$(\text{Affirmative Plan} + \text{Counterplan} - \text{PMA})$$

となれば Competitiveness は成立する。

3. の場合 (これはよくある間違いの例)

「イラクに軍隊を送ると、日本がテロの標的にされるという Disadvantage が生じる。消防隊ならテロの標的にはされない。よって Counterplan は Disadvantage を avoid し、Competitiveness が成立する。」

ジャッジをしていると頻繁に見かける間違いの例である。この手の議論は Superiority にはなるが、Competitiveness とは無関係である。ポイントは **Net Benefit Competitiveness を主張するために使っている Disadvantage (or PMA) が同時採択に特有なものであるか否か** である。同時採択に特有な Disadvantage (or PMA) でないのなら、たとえどんな Disadvantage があっても、Affirmative Plan と Counterplan が望ましいものである限り両方同時に行えば良いとの結論になる。

上の例で考えると、

「自衛隊派遣 Advantage」が「テロ Disadvantage」よりも大きいなら、Affirmative の Plan は望ましいことになる。一方、Counterplan は Counterplan で望ましいわけで Counterplan の Advantage も成立する。それならば Affirmative Plan と Counterplan を同時に行えば良い、たとえ多少テロのリスクが上がろうとも自衛隊を派遣すべきだし、消防隊も派遣すべきであるという結論になる。つまり全く Competitiveness はない。

それなら「自衛隊派遣 Advantage」よりも「テロ Disadvantage」の方が大きい場合なら Competitiveness が付く、と感じる人がいるかもしれない。当然この時は Permutation よりも Counterplan のみの方が Advantage は大きい。しかし、冷静になって欲しい。「自衛隊派遣 Advantage」よりも「テロ Disadvantage」の方が大きい場合、Counterplan など考えなくても既に Affirmative は負けている。Counterplan を出す意味は全く無い。

自衛隊派遣 Advantage > テロ Disadvantage の時は必ず

Permutation > Counterplan

となり、決して Net Benefit Competitiveness は成立しない

自衛隊派遣 Advantage < テロ Disadvantage の時、

既に Negative の勝ちであり、Counterplan を出す意味は全く無い。

Net Benefit によって Competitiveness を付けようと考えている時は、本当に同時採択に特有な Disadvantage (or PMA) を準備しているのか確認して欲しい。

< Net Benefit Competitiveness に対する反論 >

1. Permutation

Affirmative Plan と Counterplan の一部、あるいは全部をうまく組み合わせて同時採択することで、Competitiveness を崩すことができる。Affirmative は Permutation を通して

Counterplan に特有の Advantage (Superiority) を得ることができる。Affirmative から積極的に Counterplan の plank を分類し、うまく同時採択することができないか考える必要がある。

初めに Affirmative Plan を採って、次に Counterplan を採るという「時間ずらし Permutation」がしばしば使われる。しかし、もし

Affirmative Plan < Counterplan

が既に示されている場合、時間ずらし Permutation は成立しにくい。何故なら、あまり望ましくない Affirmative Plan をやる時間があるのなら初めから Counterplan を採択すべきであるからだ。「時間ずらし Permutation」を行うのなら、単に機械的に主張するのではなく、その意味するところを考え、何故「時間ずらし Permutation」が Best なのかを説明する必要がある。

2 . Counter Counterplan

Affirmative Plan と競合する Counterplan のみにある特有の Advantage (Superiority とする) を Affirmative の新たな Plan でカバーする方法である¹⁶。ジャッジにより認める人と認めない人がいる。例を挙げる。

例 1

Plan : 北朝鮮に 10 万 t の米を援助する

Counterplan : イラクに 10 万 t の米を援助する

Competitiveness : 米の量が限られている (日本にある余分な米の量は 10 万 t のみ)

Counterplan のみにある特有の Advantage : イラクの人々が助かる

Counter Counterplan : イラクにはとうもろこしを送る

Counter Counterplan : 米を外国から買ってイラクにも米を送る

例 2

Plan : 炭素税導入

Counterplan : 炭素税を導入するかどうか National Referendum で決める

Counterplan のみにある特有の Advantage : 国民の環境に対する意識が高まる

Counter Counterplan : 人気タレントを起用して環境保護を訴える CM を大々的に流す

¹⁶ Counterplan の Superiority をキャプチャーする Plan Spike のようなもの

3 . Re-Planning

Affirmative Plan の一部が Counterplan と競合する場合、Affirmative Plan の競合する部分のみを変更して Affirmative Plan と Counterplan を同時採択する方法。Plan Amend の一種。

2.2.3 Redundancy

「Permutation = Counterplan」である時、どちらの勝ちとするかが問題となる。これもジャッジによって意見が分かれるところである¹⁷。

Redundant (重複している、冗長である) というのは「Permutation = Counterplan」という状態を指すものであり「Affirmative Plan = Counterplan」という状態ではない。誤用されていることも多いので、ここは注意が必要。参考までに、一つ引用しておく。

カウンタープランは肯定側のプランを否定できるか? [JDA :4535]

redundant (重複している) ことが、ある提案を否定する根拠となるか

まとめ

redundancy (重複性) がある提案の存在が、その提案を否定する論拠になりえるか否かは、「命題の主体」と、「べきである」か否かを「決定する者の立場と考え方」によって決定される、きわめて実践的な問題

should 「べきである」の語義や、必要十分といった理論的な観点から議論がすすんでますが、別の観点から述べます。

1 命題の主体が日本政府での例

まず、日本政府の政策決定では、「ある政策が、その政策と同等以上に効果的な政策と重複すること」は、その政策を否定する論拠になり得ます。これは、政府というものは、「効率的に運営されなければならない」という至上命題のようなものが暗黙のうちに存在するからです。 これをかみくだと、

(1) 民業圧迫をさけるため、国が行わなければならない理由がないかぎり、国の政策とはしない、つまり、民間や、地方自治体、外国政府が行っても、国が行うのと同程度以上の成果が得られる場合 (この場合は、実際にそのような政策が民間等に存在しなくても、ポテンシャルとしてその力があるという場合も含む。) は、国はその政策を実施しないこと

(2) 予算、人的資源を効率的に活用するため、政府部内で重複した政策は避けること

という命題を前提にして議論をするからです。

ですから、「日本政府は・・・を実施すべきである」という結論を引き出すためには、上記2点をクリアする必要があります (もちろん、政策の採択が現状を改善できることは当然として。)。言い方を代えると、「べきである」を立証するためには、「国が行わなければならない性質の施策であること」、「その施策と同等以上に効果的な施策との重複がないこと」を立証することが求められるのです。

これは、should という語の意味からでもなく、必要十分とかという理論的な帰結ではなくて、命題の主体である政府の目的と機能から導き出される結論です。

¹⁷筆者はこの場合 Negative の勝ちとする。

2 命題の主体が民間企業の例

命題の主体が民間企業であれば、どうでしょうか。他社が重複する商品を開発していても、そのマーケットに参入すべきであるという判断は十分にあり得ます。「日本興業銀行は、・・・という金融商品を販売すべきである」という命題を立証するためには、「興銀にしかできない」とか、「他社に興銀の商品と同等以上の製品が存在しない」ことを立証することは普通求められないと思います。(もちろん、立証できた方がベターでしょうが。) 営業力その他を加味した上で、その商品によって利益があがると判断されればそれで良いからです。つまり、民間企業では、「重複がある」ことだけをもって提案を否定することはないということです。これも、命題の主体である民間企業の性質から導き出される結論です。

3 「べきである」かどうかを判断する者

さて、日本政府部内の議論は1のようであっても、実際にはなかなかそうはいきません。たとえば、一般市民にとっては、たとえ重複があっても、もっと効果的な手段があっても、とりあえず行う「べきである」と主張する人はいますし、民間がやった方がよくても、とりあえず国が行う「べきである」と主張する人もいるからです。このように、「べきである」を立証するために求められる内容は、命題の主体のみならず、それを判断する者の立場や考え方にも大きく依存します。

4 結論

結論として、redundancy (重複性) の存在が、その提案を否定する論拠になりえるか否かは、「命題の主体」と、「べきである」か否かを「決定する者の立場と考え方」によって決定される、きわめて実践的な問題だと思います。では、ディベートにおいてはどのように判断すべきでしょうか？

命題の主体は日本政府が多いですから、この点はある程度統一できると思いますが、ジャッジが自らの立場をどのように規定しているかによって、「べきである」ことを立証するために必要となる立証のハードルは異なってくるでしょう。ですから、これはきわめて実践的な問題で、個々のジャッジによって違いがあるのは当然という気がします。大事なことは、立場の統一を図ることではなく、個々のジャッジが自分の立場を明確にし、首尾一貫したスタンスでジャッジングを行うということでしょう。

ただ、「Permutation = Counterplan」となることなど現実にあるだろうか？ディベートの上では仕方なく「Permutation = Counterplan」となることもあるかもしれない。ただ、ディベーターはこんな状況を考えて Redundancy についての議論をするよりも、何でも良いので Superiority を出して、Net Benefit によって Competitiveness を付けて欲しい。

2.3 Solvency & Superiority

Counterplan の Solvency について特に難しいことはない。Affirmative Case と同様に Solvency を証明すれば良い。

2.3.1 Superiority は Comparison に相当する

Affirmative Plan と Counterplan で競っている時、Superiority は非常に重要な役割を負わされていることを認識して欲しい。一般的に Round で重要であると言われる Comparison が Superiority や Inferiority の議論に相当するからである。

そもそも Counterplan の Solvency も Affirmative Case の Solvency と同等の力を入れて証明して欲しい¹⁸。この時点で十分な証明ができていないと、それはそのまま Counterplan の Inferiority となる。逆に、Counterplan で Affirmative Case 以上に厚く証明できていれば、それは Superiority となる。この点を十分に意識して欲しい。

Counterplan に特有の Advantage を出して、Affirmative Case に対する Superiority とすることもできる。この際も、「ここが Round で重要な Comparison にあたる」という意識を持って、しっかり証明して欲しい。

2.3.2 「Affirmative Plan = Counterplan」の時どうするか？

「Affirmative Plan = Counterplan の時」¹⁹、どちらの勝ちとするかもジャッジによって意見が分かれる。これは Counterplan の捉え方とも深く関わってくる問題である。

ここでもディベーターはこんな状況を想定して Theoretical な議論をするよりも、何でも良いので Superiority を出して欲しい。

¹⁸ 何故か Counterplan の Solvency はあまり証明されないまま終わることが多い。

¹⁹ 何故かこの状態を指す名称が無い。Permutation を想定している Redundancy の議論と混同しないで欲しい。

3. 実践にあたって

Counterplan にしても Disadvantage にしても、それだけで勝ちを目指してもあまり効果的ではない。Negative 全体の Strategy の一環として Counterplan を提示することにより初めて Counterplan が生きてくる。ここでは Counterplan の実践におけるいくつかの話題を取り上げる。

3.1 Counterplan の発想法

Counterplan をどう発想し、どう生み出せばいいのかについて考える。こんなことは特に決まった方法があるわけではないし、余計なお世話かもしれない。各自で臨機応変に自由に発想してもらいたい。

しかし、皆目見当が付かない者のための手掛かりとなることを願って発想法について一つの見解を述べる。ここでは Counterplan の 3 要素 (Non Topicality、Competitiveness、Solvency & Superiority) から発想する方法を提案する。取っ掛りさえあれば Counterplan の種を見つけること自体はそれほど難しい作業ではない。

3.1.1 Non Topicality からの発想

まず Resolution を見る。その Resolution 下で Non Topical なものを片っ端から挙げていく。

Resolution ; 遺伝子組み換え食品の全廃

Advantage ; 危険な遺伝子組み換え食品から逃れられる など

Non Topical なもの ; 炭素税導入 陪審制導入 憲法 9 条改正 ポブサップに日本国籍を与える ヒトクローン胚研究を解禁する 首都機能移転 ビートたけしを首相にする 原発廃止 郵政民営化 食品の安全性を保障する法律の制定 日本をイギリスの一部とする などなど

事実上無限に存在する。次に、遺伝子組み換え食品を無くすという Resolution で出てき得る Advantage をリストアップし、眺める。そして今あげた Counterplan 候補の中で Advantage リストの話に関係しそうなものを拾いあげる。最後の二つ、食品の安全性を保障する法律の制定、日本をイギリスの一部とする (イギリスでは遺伝子組み換え食品に国民的な抵抗感がある (らしい)。当時そういうエビデンスが出回っていた。) は多少でも関係がありそうであると言える²⁰。

それでは具体的に食品の安全性をどのように保障し、どういう検査、罰則を設ければ

²⁰ たぶん他のでもこじつけようと思えばこじつけられる。かなり無理強いになるだろうけど。

Advantage をキャプチャーできるのか?? と考える。もちろん最後は Competitiveness を考える必要がある。このように発想し Counterplan の種を作り出す。

3.1.2 Competitiveness からの発想

Resolution ; 日本の全ての原子力施設の廃止

まず Resolution において出て来得る Plan、Advantage リストを作り、眺める。ひとつひとつ Plan を取り上げて、この Plan を取るとできなくなることは何なのか? と考える²¹。

Plan ; 日本の全ての原子力施設の廃止

Advantage ; 原発事故の防止

できなくなること ; 原子力発電 原子力技術の研究 などなど

これらは Plan と共存できない。つまり Competitiveness がある。次にこの中から Affirmative Case に対する Solvency がありそうなものを拾っていく。この中では最後の原子力技術の研究は Solvency がある可能性がある。Counterplan で上手く技術革新をさせられれば原発事故自体を防ぐことができるようになるかもしれない。こう思ったら、具体的にどのような技術をどう開発すれば事故が防げるのかを調べていく。あとは Non Topicality を確かめる。このようにしても新しい Counterplan の種が見つかる。

(Competitiveness があるものの中で、Affirmative Case とは無関係そうなものでも、Counter Goal Counterplan にならないか考える価値はある。)

3.1.3 Solvency & Superiority からの発想

Resolution ; 陪審制導入

同様に、Resolution で出て来得る Plan、Advantage リストを作る。眺めながらひとつひとつの Advantage の Inherency、Solvency を取り上げて、Affirmative Case が主張する問題を別の方法で解決することができないか考える。

Plan ; 刑事裁判に陪審制導入

Advantage ; 刑事裁判における冤罪を減らす

とりあえず冤罪さえ減らせば、後はどうなってもいい、と思いどんどん挙げる。

別の方法での解決 ; 裁判で証拠と認められる範囲を広げる 犯罪をしたか、していないかを脳波から測定する²² そもそも犯罪自体が起きないように厳しく取り締まる 刑事裁

²¹ Disadvantage の発想と同様の作業。

²² いわゆる Brain Finger Print、強力な嘘発見器のようなもの。当時 WESS がこのような

判を無くす 全員無罪にする などなど

おそらくこれが最も一般的な Counterplan の作り方になっている。Affirmative Case の指摘する問題点の解決を別の方法で試みる。これは結局 Affirmative の示す Advantage の Inherency の検証になっているのがわかるだろうか？本当に Affirmative が出している問題は Affirmative の示す Plan でしか解決できないものなのかをチェックしている。上にあげたものの中から Feasibility、Competitiveness、Non Topicality を考えて Counterplan を作り上げる。

何事もそうであるが、何も無いところから新しいものを生み出すよりも、ある程度考える土台があって、それを踏み台にして新しいものを生み出す方が、はるかに斬新で質の高い発想ができる。Counterplan も「どういう Advantage、Plan に対して、どう使うか」を踏まえた上で作り出すと必然的に使い方も見えてくる。つまり、いつ使うべきで、いつ使うべきでないのかが作った瞬間からある程度決定する。

Counterplan の種を見つける

Counterplan の使い方を把握する

という二つの観点から見て、このように発想していくと使える Counterplan が作れる。

3.2 Negative Strategy における Counterplan

ディベートの Round 内での主な目的は勝利することである。「Counterplan を作ったから使ってみる」ようでは、継続的に勝利することは難しい。「何故そこで Counterplan を使う必要があるのか」考えて欲しい。ここでは Counterplan を出す意味を考える。

3.2.1 No Inherency の一つとして使う

初めに説明したように、Counterplan はそもそも Inherency をチェックする役割を担っている。即ち、当然 No Inherency として Negative Strategy に組み込むことが可能である。Minor Repair のような小さな Counterplan を想定して欲しい。

例 1

Affirmative Plan ; 炭素税を導入する

Advantage ; ハイブリッドカーが普及して環境汚染が減る。ゼロエミッションを目指す工場が増えて環境汚染が減る。

Counterplan ; ハイブリッドカーを国民に無償で配る

Counterplan を出していた。まともな科学誌でも似たようなものが紹介されていた。単なる机上の空論でもないらしい。

この Counterplan は、少なくともハイブリッドカーの普及によって環境汚染が減る分の Advantage はキャプチャーしている。ここでは「もうすでにハイブリッドカーは普及している」という No Inherency を出す代わりに「ハイブリッドカーを国民に無償で配る」という Counterplan を出している。Counterplan が No Inherency の代わりとして働いているのがわかるだろうか。

例 2

Affirmative Plan ; 教科書検定全廃

Advantage ; 学力向上。表現の自由の保障。

Counterplan ; 高給を与えて質の高い教員を採用する

この Counterplan は、学力向上の Advantage をキャプチャーしにかかっている。(ただ、Competitiveness があるのかは疑問だが)。これは「教員の質が高いから今でも学力は十分に高い」という No Inherency の議論の代わりに「高給を与えて教員の質を高める」という Counterplan を提示している。ここでも Counterplan が No Inherency として働いている。本資料 4.3 の Minor Repair についての解説も参照されたい。

3.2.2 Uniqueness の証明の一つとして使う

Inherency と Uniqueness は裏表の関係になっている。Advantage の No Inherency の議論は Disadvantage の Uniqueness の議論になりやすく、Disadvantage の Not Unique の議論は Advantage の Inherency の議論になりやすい²³。Counterplan が No Inherency として使えるということは当然 Disadvantage の Uniqueness としても使えるということになる。

Affirmative Plan ; 教科書検定全廃

Disadvantage ; 使う教科書の難易度に差ができて、学力格差が広がる

Not Unique ; 今でも難易度に差がある複数の教科書があり、学力格差はある

Counterplan ; 一種類の国定教科書しか認めない

この Counterplan は Uniqueness Generating Counterplan と呼ばれるものである。「今ある教科書の難易度にはあまり差がない」という Uniqueness の証明をする代わりに「教科書を統一して、教科書による難易度の差を無くす」という Counterplan を出している。Counterplan が Disadvantage の Uniqueness の証明の一部となっている。本資料 4.3 も参照。

²³ Net Argument の基本的な部分です。しっかりおさえておきましょう。

3.2.3 Affirmative Case を圧倒する大きな Issue として使う

最終的に Counterplan と Affirmative Plan を比較して、Counterplan で競り勝つ目的で出す。Affirmative の Advantage と張り合えるだけの十分な証明、Superiority の提示 (= Comparison) が必要である。この手の Counterplan は 2Con が必要な場合が多い。Counterplan だからといって Solvency の証明が甘くならないよう注意して欲しい。Affirmative Case と渡り合えるようなエビデンスを使い、十分な証明を心掛けたい。

3.2.4 Counterplan の意義の認識

上で見てきたように、一口に Counterplan と言っても様々な異なる意義付けがなされているはずである。他の Net Argument と絡ませるためにも、その Counterplan にはどういう意義を持たせているのかをしっかりと認識することが重要になる²⁴。何となく使おうと思っ
ている Counterplan があるのなら、「何故使おうと思いついたのか」しっかりと分析して欲しい。一応、以下の視点を提示しておく。

Counterplan は Affirmative Case と関係しているのか？

Counterplan は No Inherency となるのか？それなら何をキャプチャーするのか？

Counterplan は Uniqueness を作り出すのか？

等の視点。そして

PMA、T/A などの Case Attack は Counterplan には当てはまらないのか？

Counterplan は Disadvantage を avoid するのか？

Counterplan の Competitiveness はどのように付けるのか？

1NC と 2NC は Conditional なスタンスなのか？

などという視点から自らの Counterplan の性質、Negative Strategy の性質をしっかりと把握して欲しい。

さらに、

1NC と 2NC のスキルに差はあるのか？

1NC と 2NC に得手、不得手はあるのか？

²⁴ 「Counterplan は Net Argument である」(Theory ではない)と筆者は思っている。

Counterplan は 2Con しなければならない大きな Issue なのか？

ということも考慮に入れて役割分担も決めて欲しい。

Counterplan は Negative の Strategy の一環として提示された時に最も効果的に機能する。何の伏線もないままたただ出されてもあまり機能しない。Negative Strategy を総合的に見る視点が欲しい。

3.3 実践に向けて

レジュメを読んで分かったつもりになっているのと、実際の Round で実践できるのとでは大きな乖離がある。Counterplan を作るのと実際に Round において Counterplan を回すのも大きく違う。どうすれば Round で効果的に Counterplan が使えるのか？そして勝てるのか？

答えは簡単で、

1. 基本を大事にすること
 2. 訓練、練習をすること
- につきる。

ディベートは第三者を説得するゲームであり、独り善がりにスピーチされてもジャッジをしていて非常に困る。

対戦相手のスピーチをしっかり聞く

地に足を着けた議論を展開する（自分で主張している議論は理解した上で主張して欲しい）

という基本的なことを Counterplan においても実行して欲しい。

（Counterplan の議論になると何故か浮き足立つディベーターが結構多い）

その上で、Counterplan でも何でもやはり訓練しなければ上達しない。スピーチ練習してみてもいいし、練習試合しても良い。適当な経験値を積んで欲しい。

Counterplan の伸ばし方（2con²⁵）についても簡単に触れておく。

直接 2NC を出して終わりではなく、あえて 2con しているのだから、それを活かすことができる。知っての通り、Disadvantage でも Topicality でも 2con する。Counterplan を 2con

²⁵ 2con は 2 つの constructive speech を使って 1 つの Issue を立てるので 2con と言う。2NC が伸ばすから 2con というわけではない。

する時も、Disadvantage を 2con するのと同様にやって欲しい。(Counterplan は決して特別な議論ではない。浮き足立たないこと。) 重要な事柄を列挙する。

1 . First line でストーリーの骨格を完全に見せて 2AC に Attack させる。このことによってこれ以降の新たな Attack を new であると言うことができる。相手のスタンスをある一定の範囲内に閉じ込めることができる。

2 . 2NC で Counterplan を立てるとき、2AC の refutation を中途半端に drop しない。これはある程度返せばいい、という種類のものではなく、完全に返しきらなければならない。何故なら、一箇所でも穴が開いていると、むしろそこから簡単に Counterplan のストーリーを切り崩されてしまうから。Case Attack とは大きく違う。Case Attack は、Case を切り崩せばいいだけで、Case の証明責任は全面的に Affirmative にある。しかし Counterplan の証明責任はほとんどの場合 Negative にある。つまり、Negative は Counterplan の全てに渡って積極的に証明していかなければならない義務を負っている。全く疑問の余地を残さないような状態を目指して完全に反論して欲しい。

3 . せっかく 2NC でもう一度話せるのだから活かさない手はない。2AC の refutation によって 2con を変え、細かいストーリーを変えることも可能である²⁶。1 . との兼ね合いもあり、あまりにストーリーを変えてしまうと first line を見せた意味がなくなってしまう。ある程度の幅を持たせて 2con できるようにしておく、つまり 2con としていくつかのパターンを用意しておけば安心して 2AC が聞ける。

4 . 実際にスクワッドの人、先輩、あるいは自分で Counterplan を Attack してみて、既知の議論に対しては全て反論できるような準備をしておく。2AC でできる Attack は数限りなくある訳ではなく、せいぜい 10 個、20 個程度しかない。そのくらい半日集中して考えればある程度の見通しも立つ。だらだらと何をしたいのかわからないままプレパをすることがないように、こうして見通しを立ててプレパすれば意外とすぐに必要最低限の準備はできる。「これを言われたら返せない」なんてことは無いようにして欲しい。

5 . 2NC では 2AC の Attack を返して Counterplan をきっちり証明し、説明する。2NR では 1AR に返して Counterplan を説明して Case と比較する。 という基本的なことは確実にできるように意識して欲しい。何事も、技に走るより基本の方がずっと大事。

6 . これも基本。今挙げた話全ての根幹となることだが、実際に 8 分という時間で予定通

²⁶ これは上級者向けかもしれない。そこまでできなければ無理にする必要はない。

りにスピーチできるかどうか実践する。考えているだけでは何も始まらない。実際に時間を計ってスピーチしてみる、あるいは実際に練習試合などでやってみることが重要。

4. 様々な種類の Counterplan

Counterplan を分類し、簡単にコメントを付けた。参考にして欲しい。

4.1 Utopian Counterplan

Affirmative Plan とは関係なく、政府の構成を大きく変更するもの

Anarchy (無政府状態) Counterplan

無政府状態とする。規制緩和系の Resolution なら大体キャプチャーできる。ただし、とてつもなく大きな Disadvantage が生じる。

Geniocracy (天才政治) Counterplan

IQ がある値以上の人間 (= 天才たち) を選別し、彼らに政治を任せる。「全面的に天才に政治を任せる」 version と「Affirmative Plan を採るかどうかが天才に決めてもらう」 version があるらしい。東北大学が Geniocracy 発祥の地。

Feasibility に疑問があるし、Solvency があるのかも不明。ただ、昔はこれでメジャートーナメントを勝ち上がっていたこともあったらしい。

ちなみに筆者も数年前の NAFAT Extra で Geniocracy を回した経験がある (というか、その時パートナーだった東北大学の赤津氏が回していた)。この試合は Geniocracy で勝った。

51st Counterplan

日本をアメリカの 51 番目の州にしようという Counterplan。アメリカで既に出来上がっている制度を日本に導入する形の Resolution (陪審制導入や銃所持の合法化など) の時には Affirmative Case をキャプチャーすることができる。それ以外の場合でも Counter Goal Counterplan として使用可能。ただ Feasibility (アメリカが日本を受け入れてくれるのか?) や Effect Topicality など様々な問題がある。しかし、筆者は 51 州 Counterplan を使いメジャートーナメントで戦い続けていた男を知っている。彼は強いディベーターであった。

4.2 Generic Counterplan

どんな Affirmative Plan にも対応できるという謎の Counterplan 群。

National Referendum (国民投票) Counterplan

Affirmative Plan を採るかどうかが国民投票にかける。国民投票で否決されることも有り得るので、この Counterplan では Affirmative Plan を完全にキャプチャーすることは無理で

ある。キャプチャーできない部分は Counterplan の Superiority で競り勝つしかない。この場合 Superiority は「国民が政策に関心を持つ」だとか、「国民が勉強するようになる」だとか、「民意が反映される」だとかになる。Effect Topicality についても議論されることになる。この Counterplan を SIDT の Final で出し優勝した猛者もいるが、素人には使いこなせない。

Study Counterplan

Affirmative Plan を採るかどうかが数十年研究してから決める。これも National Referendum Counterplan と似た話が展開されることになると考えられる。この場合、研究によって Affirmative Plan の有効性を調べることができるということが Superiority となるのか？数十年の後、Affirmative Plan の有効性が判明したらどうするのだろうか？今さら過去には帰れない。

Administrative Guidance (行政指導) Counterplan

Affirmative Case の主張するような内容を行政指導という形で実現する。政策となるわけではなく、単なる省庁からの指導であるので Non Topical となるらしい。しかし、一見して分かるおとり Non Topicality は非常にあやしい。さらに指導にどの程度の効果があるのかも不明であり Solvency も疑わしい。

Counter Agent Counterplan

別の Agent に Affirmative Plan と同一の政策を採らせる。NGO や国連に政策を採らせることが多い。Counter Agent Counterplan は認めないとフィロソフィーに明記しているジャッジもいるので注意が必要。「日本政府以外には fiat を認めない」とか「Counter Agent だと Japanese government が行う Affirmative Plan と競合しないから Resolution を否定する材料にはならない」などが理由であることが多い。

少なくとも Negative は、その Agent が Plan を実現できる Feasibility 等の証明が必要になる。Competitiveness や Superiority はケースバイケースで変わる。

Local Government Counterplan

Counter Agent Counterplan の一種。地方自治体に Affirmative Plan と同一の政策を採らせる。中央より地方が活躍すべきであると主張できるような Plan に対してなら Superiority が簡単に付くのかもかもしれない。ただ、Competitiveness は付くのだろうか？実際、最近の SIDT (Best4 くらい?) で使われていたらしい。

4.3 上手く使えばかなり有用な Counterplan

Minor Repair

もともと Counterplan とは理論的な由来が異なるらしいが、そんなことは実践にあたって特に重要なことではない。最近では Affirmative Case 全てをキャプチャーするものを Counterplan、Affirmative Case の一部分（一つの Advantage など）をキャプチャーするものを Minor Repair と呼び分けているようである。特に Counterplan との違いはない。強いて言うなら、Minor Repair の方が（Plan action が小さくなりがちのため）あまり厳密な証明を求められないことくらいであろうか²⁷。しばしば、Affirmative Case に対する No Inherency の議論として使用され、Affirmative Case とは別のフロー用紙上ではなく、同一のフロー用紙上に提出される。当然 Non Topicality、Competitiveness、Solvency & Superiority の証明が必要であるが、Counterplan ほどの厳密さを求められないことが多い。

Uniqueness Generating Counterplan

Counterplan によって Disadvantage の Uniqueness を付ける手法。Minor Repair が Advantage の Inherency に対して使用される一方、Uniqueness Generating Counterplan は Disadvantage の Uniqueness の議論に使用される。これは単体で出してもほとんど意味を成さず、Disadvantage の証明の一部として使われて始めて意味を持つ。Uniqueness Generating Counterplan を認めないジャッジはあまりいないため、意外に便利であり多用される。具体例を挙げる。

Affirmative Plan ; 教科書検定全廃

Disadvantage ; 天皇に敬意を表さないような記述が教科書中に現われ、右翼が激怒、テロを起こす

Not Unique ; もうすでに天皇に敬意を表さないような記述が教科書中にある

UQ Generating Counterplan ; 教科書検定によって全ての教科書が天皇に敬意を表すような文章で構成されるよう指導する

Affirmative Plan ; ヒトクローン胚の医学研究への使用を認める

Disadvantage ; たくさんの受精卵を殺すことになる

Not Unique ; すでに中絶は認められており、受精卵や胎児の命は奪われている

UQ Generating Counterplan ; 中絶禁止

このように、Uniqueness Generating Counterplan によって“Not Unique”である

²⁷ 本来はあまり良くないのかもしれないが。

Disadvantage の Uniqueness を生み出す。この様から Uniqueness “Generating” と命名されたのであろう。これも当然 Non Topicality、Competitiveness、Solvency & Superiority の証明が必要である。ただ Minor Repair のように、それほど証明に厳密さを要求されないことが多い。

Counter Goal Counterplan

Affirmative Case とは異なる Advantage をキャプチャーする Counterplan。Non Topicality、Competitiveness の証明が必要であるが、Affirmative Case に対する Solvency の証明は必要ない。代わりに自ら Counterplan Inherency を示し、その Inherency に対する Solvency の証明が必要になる。

Affirmative Plan ; 北朝鮮に余剰米を全て送る

Affirmative Advantage ; 北朝鮮の人々が救われる

Counterplan ; イラクに余剰米を全て送る

Counterplan Advantage ; イラクの人々が救われる

この Counterplan は Affirmative Case が示す Inherency は解決していない。北朝鮮の人々は救っていないからである。代わりにイラクの人々を救っている。ここで言うイラクの人々が Counter Goal となる。

Affirmative Plan ; 教科書検定全廃

Affirmative Advantage ; 表現の自由 (のみ)

Counterplan ; 教科書検定を今以上に強化して詰込み教育を促進

Counterplan Advantage ; 子供の学力向上

この Counterplan は Affirmative Case が示す表現の自由は全く保障していない。代わりに詰込み教育による子供の学力向上という Advantage を達成しようとしている。最終的には、子供の学力向上の Advantage (Counterplan Advantage) と表現の自由の Advantage (Affirmative Advantage) を比較しなければならない。

ここまで見てきて分かる通り、Counter Goal Counterplan は Affirmative Plan によって実行不可能となる選択肢を Counterplan として提示している。つまり Affirmative Plan によって犠牲になる Opportunity Cost を議論したものである。

Counter Goal Counterplan は認めないジャッジもいる。使うにあたっては注意を要する。

Exception Counterplan

Affirmative Plan とほぼ同一であるが、一部だけ Exception を設け Non Topical にしている Counterplan。Plan がほぼ同一であることから Affirmative Case が示す Advantage の大部分をキャプチャーすることができる。キャプチャーできない Exception の部分については、そこが Exception であることに特有の Advantage を出す。最後に Exception とすべきか否かの Comparison を行う。

例 1

Resolution ; 日本・中国・韓国および全 ASEAN 加盟国は、自国通貨を廃止し、共通通貨を採用すべきである。

Counterplan ; 中国・韓国および全 ASEAN 加盟国が、自国通貨を廃止し、共通通貨を採用する。（日本が抜けている）

この例では日本が Exception となっており、Non Topical であることは間違いない。この Exception Counterplan では日本が加わらないことに特有の Advantage を出し、それを Counterplan の Superiority としなければならない。

例えば、「日本とその他の国は経済力に格差がありすぎるから、日本を除いた方がお互いにとって良い結果となる」という議論があれば、それが Counterplan に特有の Advantage (Superiority) となる。この共通通貨採択に日本が加わらないことから来る Advantage が、日本が加わることから来る Advantage よりも大きいことが証明できれば、Counterplan が成立する。

例 2

Resolution ; 日本政府は、全ての遺伝子組換え食品の輸入・製造・販売を禁止すべきである。

Counterplan ; 遺伝子組み換え大豆以外の遺伝子組換え食品の輸入・製造・販売を禁止する。

ここでは遺伝子組み換え大豆が Exception となっており、やはり Counterplan は明らかに Non Topical である。Counterplan は遺伝子組み換え大豆以外の Advantage は全てキャプチャーしており、焦点は遺伝子組み換え大豆を禁止するか否かである。「遺伝子組み換え大豆に関しては研究が進んでおり安全性は疑う余地が無い。むしろ機能性食品として人を健康にするというデータがある。」という結論になれば、遺伝子組み換え大豆に限っては禁止するべきではないということになる。つまり Counterplan が成立し、遺伝子組み換え食品を全面禁止すべきという Resolution は否定される。「遺伝子組み換え大豆も未知の危険がたくさんある。まだ人が安全に食べられる段階ではない。」との結論になれば遺伝子組み換え大豆も含めて全面禁止すべきということになる。つまり Counterplan は Resolution の否定に失敗したことになる。

ここで一つ注意してもらいたいことがある。Exception Counterplan において Affirmative が Permutation を行うとどのようになるだろうか？機械的に Permutation すると、それは Affirmative Plan と同一の Plan action になることがわかるだろうか？

この場合に限って、Affirmative Plan に付き Counterplan が avoid できる Disadvantage が Net Benefit Competitiveness となる。何故なら

Affirmative Plan のみに付く Disadvantage = Permutation のみに付く Disadvantage
(Affirmative Plan = Permutation)

となるからである。

これは「誤った使われ方」として Competitiveness の説明の部分（本資料 2.2.2）で注意書きしたものであり、一般的には成り立たない。しかし Exception Counterplan のときのみ “Counterplan avoids Disadvantage on Affirmative Case” という議論が Competitiveness を形成する。

4.4 ジャッジを選ぶ Counterplan

Topical Counterplan

この Counterplan では Non Topicality の証明を行わない。ほとんどの場合、ジャッジのフィロソフィーをシフトさせる必要があり、相当なディベートマニアにしかお勧めできない。本資料 1.2.2 と 2.1.4 を参照されたい。数年前の SIDT Semi Final で独協が Topical Counterplan を使い勝利したことがある。

Offset Counterplan

Both Adoption が Non Topical になるように仕組まれている Counterplan。本資料 2.1.5 参照。刑事裁判の Resolution（1998年 春）で使われていたらしい。筆者は Offset Counterplan のブリーフは見たことがあるが、実際に使われているところは一度も見たことが無い。

References

カウンタープランは肯定側のプランを否定できるか？

JDAML digest 1998 年 安井省侍郎編集

URL : <http://www.kt.rim.or.jp/~jda/JDA-ML/cp.htm>

命題とプランの関係について

JDAML digest 1997 年 安井省侍郎編集

URL : <http://www.kt.rim.or.jp/~jda/JDA-ML/reso-f.htm>

should の解釈に関する議論

JDAML digest 1996 年 安井省侍郎編集

URL : <http://www.kt.rim.or.jp/~jda/JDA-ML/m-should.htm>

Effect Topicality に関する議論

JDAML digest 1996 年 安井省侍郎編集

URL : <http://www.kt.rim.or.jp/~jda/JDA-ML/e-top.htm>

過去の resolution と解釈のコツ 廣江氏²⁸

URL : http://www002.upp.so-net.ne.jp/ahiroe/debate/common_b.html

²⁸ 引用したのはまずかったでしょうか？非常によくできている HP だと思い引用させて頂きました。

付録 演習問題

- 1 . No Inherency として、Minor Repair を利用する利点と欠点を挙げなさい。
- 2 . Disadvantage の Uniqueness の証明に Counterplan を利用する利点と欠点を挙げなさい。
- 3 . Generic Counterplan を使う利点と欠点を挙げなさい。
- 4 . Net Benefit Competitiveness の形成にはどのような証明が必要か？
- 5 . Redundancy とは何か？
- 6 . Exception Counterplan とは何か説明しなさい。また、いくつかの具体例を挙げなさい。
- 7 . Exception Counterplan を使って勝つためには、どのような Issue を同時に出すのが効果的な戦略となるか？
- 8 . Counter Goal Counterplan は何故 Affirmative Plan を否定できるのか？
- 9 . 今期の Resolution 下で出てき得る Plan、Advantage を列挙しなさい。
- 10 . 今期の Resolution 下で想定できる Counterplan を列挙しなさい。